

## 明日4/15より在宅勤務の実施を通知

府教委は、本日4月14日、府立学校校長・准校長宛てに「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の実施について」を通知しました。**「在宅勤務」は、10日に府高教に対し提案・協議を行ったもので（府高教情報No.2）、**「緊急事態宣言下において教職員の感染拡大防止対策の一環」として、**明日4月15日より実施されます。**今回の通知は、提案時と大きな変更はありません。

R2.4.14 教育庁

### 府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の実施について ～「緊急事態宣言」発令の間の取扱い～

#### 1. 趣旨

○大阪府では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、「緊急事態宣言」発令時における業務への当面の対応について、在宅勤務を実施します。

#### 2. 概要

- 対象職員 府立学校に勤務する教職員（原則、非常勤職員を除く）
- 実施時期 緊急事態宣言発令後、当分の間
- 実施範囲 学校運営等に支障のない範囲において、教職員からの書面（参考様式有）及び口頭による申し出に基づき、校長・准校長の認める範囲で行うこととします。
- 実施単位 1日単位（休暇・休業又は職務専念義務の免除の時間を含む）。**※まとめて申請可**
- 勤務時間 当該教職員の職場での勤務における正規の勤務時間帯と同じ時間帯とし、間に45分間の休憩を入れること。在宅勤務では正規の勤務時間帯以外での勤務（命令）は認めないこととします。
- サービスの取扱い 自宅を勤務先とする出張（宅発・宅着）となります。対象となる教職員自身で出張問い合わせ（総務事務システムの入力又は非常勤職員は紙申請）し、校長・准校長が承認することとします。

**※事後に「業務報告書」が必要ですが、「成果物」の提出などは必要ありません。**

通知にあせて「FAQ」が発出されています。※はFAQより補足

## 感染拡大の実効ある措置にするため、取得の保障、制度の周知・徹底をすべての非常勤教職員を「在宅勤務」の対象にせよ

府高教は、今回の「在宅勤務」などの特例措置は、「教職員の感染拡大防止」が喫緊かつ最大の目的であり、実効性のある措置とするために、府教委に対し、**制度の趣旨を学校長に周知・徹底すること**を求めています。また、非常勤職員の在宅勤務についても、一部（外国語指導員・看護師）しか対象とされていません。引き続き、**すべての非常勤教職員を「在宅勤務」の対象とし、休校により減収となった場合は休業補償を行うこと**を求めています。

府高教は、生徒・職員・家族の引き続き、現場の要求を集約し、実態を府教委に伝えながら、要請・折衝を強めていきます。

別添 緊急申し入れ(第3回)

**みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！**